

令和7年度 第2回犬山市子ども・子育て会議 次第

日時：令和7年11月28日(金)

午後1時30分～

場所：犬山市保健センター2階
視聴覚室

1. あいさつ

2. 議事

(1) 第1期犬山市こども計画代用計画（こども誰でも通園制度）について

(2) (仮称) 犬山市こどもの権利条例について

3. その他

(送付資料 7点)

- ①令和7年度犬山市子ども・子育て会議委員名簿
- ②子ども・子育て支援法（抜粋）及び犬山市子ども・子育て会議条例
- ③令和7年度第2回犬山市子ども・子育て会議次第
- ④（資料1）第1期犬山市こども計画 代用計画
- ⑤（資料2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑥（資料3）(仮称) 犬山市こどもの権利条例の記載事項（骨子）
- ⑦（資料4）(仮称) 犬山市こどもの権利条例 作成スケジュール

【第1期犬山市こども計画 代用計画】

第5章 量の見込みと確保方策

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

担当:子ども未来課

○全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境整備を進めることを目的として、就労要件を問わず、全ての子育て家庭に対して、月一定時間(10 時間)までの利用枠の中で、柔軟に保育施設等が利用できる新たな通園制度を実施します。

・利用対象児童:0歳 6 ヶ月から満3歳未満の未就園の子ども

■提供体制と確保の考え方

○国を含めた動き

- ・令和6年度 制度の本格実施を見据えた試行的事業として、一部の自治体でモデル事業を実施(給付時間数:月 10 時間を上限)
- ・令和7年度 法律上で地域子ども・子育て支援事業の1つとして位置づけ
- ・令和8年度 全自治体で実施

○本市においては、令和8年度からの事業実施に向け、必要定員数を見込み、受入体制の整備及び確保に努めていきます。

単位:人

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| (整備量)※ 必要定員数 | 0歳児 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 1歳児 | 0 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 2歳児 | 0 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 合計 | 0 | 14 | 14 | 14 | 14 |

※必要定員数:公立及び民間事業者を含む1日当りの最低受入定員数
(国が示す算出方法による)

第1期犬山市こども計画 代用計画

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

| | 年齢 | 令和7年4月1日 | | 令和8年4月1日 | | 令和9年4月1日 | | 令和10年4月1日 | | 令和11年4月1日 | |
|-----------|-----|----------|--------|----------|--------|----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | | 見込み・計画数 | うち新規整備 | 見込み・計画数 | うち新規整備 | 見込み・計画数 | うち新規整備 | 見込み・計画数 | うち新規整備 | 見込み・計画数 | うち新規整備 |
| 就学前児童数 | 0歳児 | | 0. | 341. | | 339. | | 337. | | 337. | |
| | 1歳児 | | 0. | 361. | | 360. | | 358. | | 356. | |
| | 2歳児 | | 0. | 377. | | 372. | | 371. | | 369. | |
| | 合計 | | 0. | 1,079. | | 1,071. | | 1,066. | | 1,062. | |
| 対象児童数 | 0歳児 | | 0. | 144. | | 142. | | 140. | | 140. | |
| | 1歳児 | | 0. | 194. | | 186. | | 179. | | 171. | |
| | 2歳児 | | 0. | 203. | | 192. | | 185. | | 178. | |
| | 合計 | | 0. | 541. | | 520. | | 504. | | 489. | |
| 利用率 | 0歳児 | | 0. | 0.160 | | 0.162 | | 0.179 | | 0.179 | |
| | 1歳児 | | 0. | 0.464 | | 0.484 | | 0.503 | | 0.520 | |
| | 2歳児 | | 0. | 0.463 | | 0.484 | | 0.503 | | 0.522 | |
| | 合計 | | 0. | 1.1 | | 1.1 | | 1.2 | | 1.2 | |
| （利用者数） | 0歳児 | | 0. | 23. | | 23. | | 25. | | 25. | |
| | 1歳児 | | 0. | 90. | | 90. | | 90. | | 89. | |
| | 2歳児 | | 0. | 94. | | 93. | | 93. | | 93. | |
| | 合計 | | 0. | 207. | | 206. | | 208. | | 207. | |
| 必要受入時間数 | 0歳児 | | 0. | 230. | | 230. | | 250. | | 250. | |
| | 1歳児 | | 0. | 900. | | 900. | | 900. | | 890. | |
| | 2歳児 | | 0. | 940. | | 930. | | 930. | | 930. | |
| | 合計 | | 0. | 2,070. | | 2,060. | | 2,080. | | 2,070. | |
| （必要整備定員数） | 0歳児 | 0. | 0. | 2. | 2. | 2. | 0. | 2. | 0. | 2. | 0. |
| | 1歳児 | 0. | 0. | 6. | 6. | 6. | 0. | 6. | 0. | 6. | 0. |
| | 2歳児 | 0. | 0. | 6. | 6. | 6. | 0. | 6. | 0. | 6. | 0. |
| | 合計 | 0. | 0. | 14. | 14. | 14. | 0. | 14. | 0. | 14. | 0. |

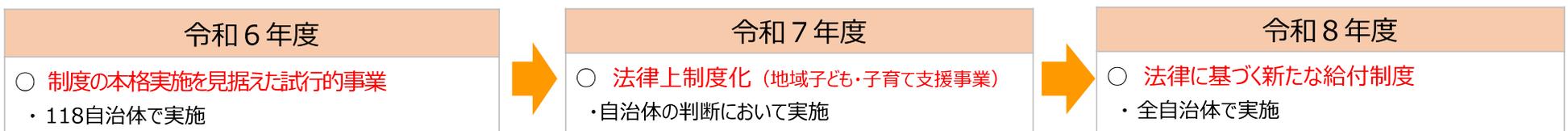
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」(※)を規定。
 (※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、**乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの**(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に**適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業**
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



(仮称) 犬山市こどもの権利条例の記載事項 (骨子)

条例の記載事項の骨子です。

最低限記載しなければいけないと考えている内容です。

これらのほかに、今後の意見収集のなかで出てきた意見などを参考に、追加していく形を考えています。

○前文

どのような思いで条例を制定するのか、などを記載します。

○目的

条例を制定する目的を記載します。

○定義

条例で使われる単語の意味、位置づけを記載します。

現時点では、こども、保護者、地域住民、学校等関係者、事業者などを想定しています。

○こどもの権利

こどもの権利について記載します。原則である次の4つの権利について記載する予定です。

自分らしく生きていく権利

のびのびと豊かに育つ権利

安全に安心して生きる権利

主体的に参加する権利

○関係機関の役割・責務

保護者、学校等関係者、地域住民、事業者、市の役割・責務について記載する予定です。

保護者、学校等関係者及び市は、子どもに対して責任があるため「責務」、地域住民や事業者は「役割」で記載しようと考えています。

責務と役割の違いは表現としての強弱です。

○連携体制の構築

こどもの権利を守ることは、上に記載した関係機関単独では困難なことから、連携、協力して事業を進めていくことを記載する予定です。

単独で記載している自治体もありますし、市の責務に含んでいる自治体もあります。

○市の支援、取り組み

市が行う支援について記載します。

こどもや子育て家庭への支援、虐待防止や子どもの参画推進、こどもの権利の普及啓発などの取り組みを記載する予定です。

